

特集

将来の自分のためにできること

～国民年金情報～

問合せ 町民課 国民年金担当 内線253・453

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入して、社会全体で支え合う公的な制度です。現役時代に被保険者として加入して、月々の保険料を納めることにより、将来、自分自身の生活を保障する年金を、生涯にわたって受け取ることができます。いま一度、年金の支払い方について考えてみませんか？

国民年金を増やしませんか？

年金は、以下の3つの制度を活用し、補てん・付加することで受給金額を増やすことができます。

1 付加年金

年金受給3年目からメリットがでる。毎月の保険料16,340円に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金にプラスして納めた月数×200円の付加年金が受け取れます。

(例) 30年間付加保険料を納めた場合
付加保険料：400円×30年(360月)
＝144,000円(今までに納めた額)
付加年金：200円×30年(360月)
＝72,000円(1年間に上乗せされる年金額)
2年受給すれば元が取れる！

※付加年金と国民年金基金に、同時加入することはできません。

国民年金保険料を納めるメリット
納めた国民年金保険料は、全額「社会保険料控除」の対象です。節税効果があり、所得税・住民税が安くなります。

2 任意加入制度

60歳以降でも支払い可能。60歳から65歳までの5年間保険料を納め、納付月数を多くすることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。

対象(すべてに該当する方)
①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方(年金の資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで)
②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
④現在、厚生年金保険に加入していない方

3 未納分の支払いで年金増後納

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。平成30年9月までに限り、過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合、申込みにより保険料を納めることができます。

対象(①②のいずれかに該当する方)
①5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方(任意加入中の保険料も該当)
②5年以内に未加入の期間がある方(任意加入対象期間は対象外)
※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

★未納分の支払いは、大きな出費ですが、受け取る年金は一生です。未納保険料がある方はこの機会にご検討ください。

国民年金保険料の納付にお困りの方へ

保険料は、未納にせず窓口でご相談ください

国民年金保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず「免除」や「納付猶予」を申請ください。納付期限から2年1か月前まで遡って申請できます。未納のままにせず、ご自分の状況に合わせた制度をぜひご活用ください。

免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が右表の所得基準額の範囲内の方は、保険料額が免除されます。

所得基準額を超えていても、「現在失業している証明(離職票など)」があれば免除が承認される場合があります。

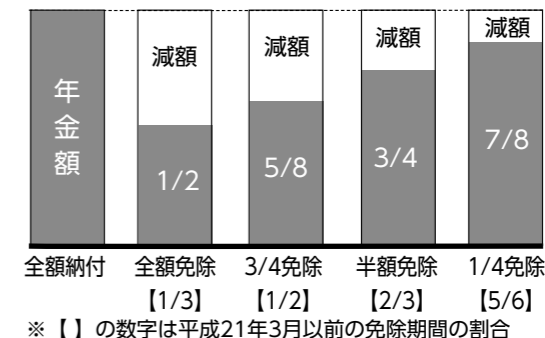
▼免除の所得基準など

免除区分	保険料月額	所得基準額
全額免除	0円	35万円×(扶養親族等の数+1)+22万円
4分の3免除(4分の1納付)	4,090円	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除(半額納付)	8,170円	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除(4分の3納付)	12,260円	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

免除における4つのメリット

- ①減額された保険料を国が税金から負担します。免除期間も保険料の一部が受け取る年金額に反映されます。(右図参照)
- ②年金を受給するための資格期間に算入されます。(年金受給のための資格期間は10年間)
- ③障害年金や遺族年金の受給対象になります。(未納があると、これらの年金が受け取れない場合があります)
- ④免除期間中の保険料は、10年遡って支払うこと(追納)ができます。

▼受け取る年金額の割合



納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、および配偶者の前年所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が所得基準額以下の方は、保険料額を後払いできます。

納付猶予の所得基準 35万円×(扶養親族等の数+1)+22万円

所得基準額を超えていても、「現在失業している証明(離職票など)」があれば納付猶予が承認される場合があります。納付猶予期間中の保険料は、10年遡って支払うこと(追納)ができます。

納付猶予は、支払いを先に延ばす制度です。追納しなければ老齢基礎年金の受給額は減額されますので、ご注意ください！



平成30年度免除等申請受付開始

開始日 7月2日(月)
申請期間 平成30年7月～2019年6月

持ち物 ・マイナンバーが確認できるもの
・年金手帳
・印鑑
・離職票など(失業中の方)

申請場所 町民課 国民年金担当(10番窓口)



受付はコチラ

年金事務所からのお知らせ 予約相談をご利用ください

年金事務所窓口での年金請求手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、是非、予約相談をご利用ください。予約相談は、お客様の相談内容を事前に準備するため、スムーズに相談できます。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

受付期間 予約相談希望の1か月前～前日

☎ 春日部年金事務所 国民年金課 ☎048(737)7112

保険料の納付は前納がお得です

保険料はまとめて前払いすると割引されます。「口座振替」「クレジットカード納付」「現金」による納付ができます。

(例) 7月から翌年度末(2020年3月末)までの前納(1年9か月分) 通常納付額 343,980円 → 前納額 332,970円 割引額 11,010円 **得**

新規申込 今年度の1年・2年前納は、現金のみ。現金前納は、申込月から翌年3月(または翌々年3月)までです。手続きの都合により、申込月は前納の対象外になる場合もあります。口座振替・クレジットカード納付の1年・2年前納は、申込期間が2月末までのため、平成31年度からご利用いただけます。

手続場所
[口座振替] 口座をお持ちの金融機関、春日部年金事務所、町民課国民年金担当 ※引き落とし開始は、申込から2～3か月後。
[クレジットカード納付] 春日部年金事務所、町民課国民年金担当
[現金] 春日部年金事務所、町民課国民年金担当